



産廃問題説明会を開催します

とき：10月9日（土）

午後1時30分～午後3時

ところ：総合体育文化センター多目的ホール（定員200名）

特集！岩倉川井野寄地区の企業誘致に伴う産業廃棄物問題
処理費用1億1千万を市が肩代わり＝市長の裁量権の逸脱
賛成多数で市長の行為を追認議決！（9月議会）

❀2件の住民監査・訴訟に発展

令和3年6月に2人の市民から住民監査請求
が出され、訴訟に発展しました。全国オンブ
ズマン事務局長でもある新海 聡弁護士
が代理人です。

監査の結果、次のとおり勧告されました。

（1）市長は、合意書により産業廃棄物の処理費用として旧所有者から市に支払われた1,717,870円と産業廃棄物の処理費用112,860,000円の差額に相当する額111,142,130円を岩倉市長久保田桂朗に請求すること。

（2）市長は、（1）の措置を講じないときは、旧所有者と合意書を締結し旧所有者に対する債権を放棄したことについて、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定による議会の議決を経ること。

市長は、上記（2）を選択し、議会の議決を求めてきました。

❀産廃処理費問題のおさらい

私は、6月議会の一般質問で追及しています。経緯を再度、説明します。

1 企業誘致を進める田んぼ（農地）の62箇所中、2筆から、産業廃棄物が見つかりました。

2 市は、法律に違反して田んぼが埋められていること（違反転用）を知っていながら、その土地をぎりぎりまで使用したいなどという地権者からの申出に従い、売買契約前に試掘調査をしませんでした（変です！）。他の土地は、すべて売買契約前に調査されています。

3 地権者は、産業廃棄物がある場合や売り渡した後に産業廃棄物が発見されたときは、自費で、かつ、責任を持って撤去するという文書（**確約書**）を提出しています。

しかし、廃棄物が見つかること、土地を返却してほしいと言いました。

市は、工事が止まったり遅れたりすることが困るので、**確約書**をないものとして、県と市と地権者の話合いにより、地権者は**売買代金の1割（約170万円）のみを負担し、残りの1億円1千万円は岩倉市が負担**することにしてしまいました。

市長は、6月議会で次のように言っています。
「1割ということについては、私自身も承服できかねる部分もあったが、これ以上交渉も進まないということ、何より、事業が止まってしまうことの不利益が計り知れないものになるということで判断をした。」

❁議決されました

なぜ、産廃が出てくる可能性が高い、違法な農地転用の土地を事前に調査しなかったのか。
(県との協定書では、開発を決定する前に調査することとなっています)

なぜ、産業廃棄物の処理量による負担ではなく、売買代金の1割なのか。

監査結果の資料を見ても、疑問だらけであり、市の答弁も矛盾だらけで納得できるものではありません。

私は、調査特別委員会を設置し、地権者や県の職員などを参考人招致し、疑問点を解決しなければならぬと提案しました。

9月議会では梶谷議員が継続審査にすべきだと主張しました。しかし、議決しないと違法状態を放置することになるという理由で議決を急ぎました。

大野議員が退席し、創政会の梅村・片岡・井上・須藤・関戸議員、公明党の谷平・鬼頭議員、志政クラブの黒川・宮川議員、無所属の水野議員の10人が賛成。共産党岩倉市議団の木村・梶谷議員と私の3人が反対。賛成多数で可決されました。

反対討論は、私と梶谷議員。賛成討論は、水野・梅村議員が行いました。

市民の多くが知らないまま、納得できないまま、多数決により決まってしまうました。

私の反対討論（抜粋）

「市民の税金から1億1千万円もの多額のお金が市長の判断で失われた。監査結果では、岩倉市のその損害を認めている。

議会の議決をすれば、その裁量権の逸脱が帳消しになるという勧告が添えられたことについては、全く納得できない。なぜならば、議会の議決をしたところで、1億1千万円余の損害は消えないからだ。」

❁議決が違法となる可能性

住民監査請求、訴状に書かれているとおり、今回の違法性は、議会の議決を経なかったという手続の問題ではなく、確約書があるのに、「**売買代金の1割で良い。あとは岩倉市で負担する。**」という市長の判断が、公序良俗違反（普通に考えておかしい）ということなのです。

議会が議決すれば、今度は、その市長の違法性を認めた議会の責任になります。

過去の裁判で、**議会の議決は無効**という判断がなされた例があります。

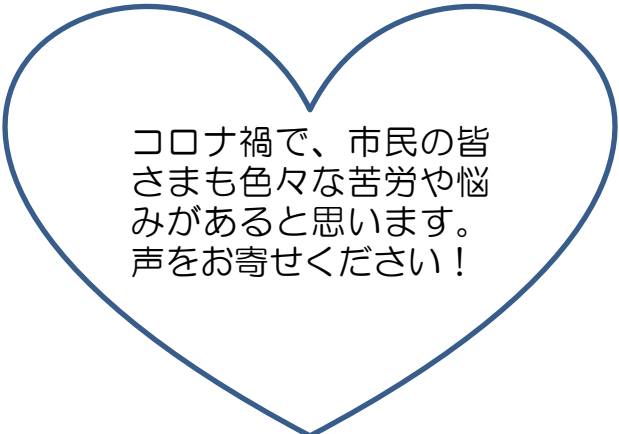
【神戸市事件原審判決】

「請求権を放棄する旨の市議会の議決は、市長が行った違法な財務会計行為を放置し、損害の回復を含めてその是正の機会を放棄するに等しく、また、本件の住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地方自治法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず、議決権の濫用に当たり、その効力を有しない」

【さくら市事件原審判決】

「請求権の放棄の議決をすることは、損害賠償請求権の存否について、議会の判断を裁判所の判断に優先させようとするものであって、権利義務の存否について争いのある場合にはその判断を裁判所に委ねるものとしている三権分立の趣旨に反するものというべきであり、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものである」

※わかりやすく、途中の言葉を省略しているところがあります。



コロナ禍で、市民の皆さまも色々な苦勞や悩みがあると思います。
声をお寄せください！